

文部科学省退職者(元共済組合員)のみなさまへ

団体傷害保険

出向・退職者
プラン

(傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険)

備えてきた安心を、
これからも…



個人で加入するよりも
保険料がお得!
現役プランと同じ割引率
安心して継続いただけます。

※(1-大口割引10%)×(1-過去の損害率による割引15%)×
(1-団体割引30%) (ケガの補償の場合)

ご本人だけでなく
**ご家族も更新
できます。**

ご両親 兄弟姉妹 配偶者

※ご家族だけでは更新できません。

申込締切日 **2026年 10月 30日 金**

保険期間 **2026年 12月 1日 (午後4時) ▶ 2027年 12月 1日 (午後4時)**

[取扱代理店] **株式会社第一成和事務所**

ケガの補償

転倒し、骨折した。



自動車と接触して入院した。



急激かつ偶然な外来の事故によりケガ※をされた場合に、保険金をお支払いします。

■ケガによる死亡・後遺障害・入院・通院を補償します。

■O-157などの特定感染症による後遺障害・入院・通院等も補償します。

※地震・噴火またはこれらによる津波でのケガも補償します。

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

賠償責任の補償

自転車で歩行人に衝突し、ケガをさせた。



他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した等によって負担する法律上の損害賠償金や費用(訴訟費用等)をお支払いします。

水トラブルで階下に漏水 飼った犬が隣人を噛んだ など

■自己負担額なし、示談交渉サービス(日本国内のみ)、同居のご家族の事故も補償

携行品損害の補償

旅行中にカメラを落として破損した。



携行品が偶然な事故により損害が生じた場合にお支払いします。



(注) 自己負担額1事故につき3,000円

(注) 自動車、自転車、サーフボード、釣具、携帯電話、パソコンなどは対象となりません。

被害事故の補償

車のひき逃げにあった。



犯罪、ひき逃げによる事故等にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。

(注) 自賠責保険等からの給付、加害者等からの賠償金等は差し引かれます。

ホールインワン・アルバトロス費用の補償



国内の9ホール以上あるゴルフ場で、ゴルフ競技※中にホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合に、慣習として負担する贈呈用の記念品購入費用、祝賀会費用および記念植樹費用などの実費について、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度としてお支払いします。

※「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上(公式競技の場合は、他の競技者の同伴であるか否かを問いません。)と同伴し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。

保険金額・保険料 (保険期間1年、天災危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット)

ご加入コース	A	B	C	D	E
一時払保険料	18,420円	14,790円	12,650円	11,210円	9,680円
死亡・後遺障害※1	749万円	590万円	497万円	472万円	332万円
入院保険金日額※2	8,000円	6,000円	4,500円	3,500円	3,000円
ケガの補償 手術保険金	ケガの治療のため手術を受けられた場合、入院保険金日額の5倍(外来手術)または10倍(入院中の手術)の金額				
通院保険金日額※2	3,000円	2,500円	2,300円	2,000円	2,000円
葬祭費用(特定感染症を原因とする)※3	300万円				
携行品損害の補償 (自己負担額1事故につき3,000円)	15万円(期間中限度額)				

※1 後遺障害は、後遺障害の程度に応じて記載金額の4%~100%の額をお支払いします。詳しくは、「保険金のお支払いについて(補償の内容)」をご確認ください。

※2 「入院保険金支払限度日数変更特約(30日)」、「通院保険金支払限度日数変更特約(30日)」をセットしています。詳しくは、裏面に記載の団体傷害保険専用HPにアクセスいただき、詳細版パンフレットP10をご参照ください。

※3 葬祭費用は特定感染症によりお亡くなりになられた時に、葬祭費用の実費を300万円限度でお支払いします(特定感染症危険補償特約セット)。

詳しくは、裏面に記載の団体傷害保険専用HPにアクセスいただき、詳細版パンフレットをご参照ください。

■オプション（特約）

ご加入コース	賠償責任の補償※4	被害事故の補償	ホールインワン・ アルバトロス費用の補償※5
一時払保険料	1,210円	210円	3,040円
保険金額	2億円(1事故限度額)	1,790万円(1事故限度額)	30万円(1事故限度額)

※4 被保険者ご本人が「賠償責任の補償」をセットされた場合は、下記の方すべてが補償を受けられますので、重複加入にご注意ください。
①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
※5 ホールインワン・アルバトロス費用（ゴルフ用品補償条件拡大特約セット）の補償をセットされた場合、携行品損害保険金をお支払いしますが、ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損について自己負担額は0円、1個・1組・1対の限度額を携行品損害保険金額とします。
(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、団体傷害保険ホームページの詳細版パンフレットに記載されていますので、必ずご参照ください。

病気の補償、三大疾病の一時金補償、葬祭費用の補償は、新たにご加入いただくことはできません。既にご加入いただいている被保険者のみ継続いただけます。また、A～Eコースのどれかにご加入いただかないと、病気の補償、三大疾病の一時金補償、葬祭費用の補償は継続してご加入いただけません。

病気の補償 免責入院日数／なし(0日)、入院支払限度日数／180日、手術保険金倍率変更特約・重大手術保険金倍率変更特約セット						
ご加入コース	①	②	③	ご加入コース	一時払保険料 年齢区分(12月1日時点※1)	
疾病入院 保険金日額	5,000円	10,000円	15,000円		① 男性※2 女性※3※4	② 男性※2 女性※3※4
特定疾病の 入院保険金日額	疾病入院保険金日額と同額			50～54歳	13,720円 15,400円	27,150円 30,520円
疾病手術※4 特定疾病手術	【重大手術の場合】 入院保険金日額の40倍			55～59歳	20,780円 21,360円	41,240円 42,420円
	【重大手術以外の場合】 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			60～64歳	29,120円 29,150円	57,940円 58,000円
				65～69歳	42,840円 44,800円	85,380円 89,320円
				70～74歳	63,750円 64,280円	— —
				75～79歳	86,350円 87,730円	— —
先進医療等費用	500万円までの実費					

ご加入コース	三大疾病の一時金補償
保険金額	100万円
一時払保険料 年齢区分(12月1日時点※1)	
50～54歳	9,490円
55～59歳	14,410円
60～64歳	20,910円
65～69歳	28,650円
70～74歳	41,150円
75～79歳	53,520円

ご加入コース	葬祭費用の補償
疾病葬祭費用保険金	200万円限度
傷害死亡保険金	200万円
一時払保険料 年齢区分(12月1日時点※1)	
50～54歳	6,160円
55～59歳	9,620円
60～64歳	14,920円
65～69歳	24,500円
70～74歳	39,180円
75～79歳	64,760円

※1 年齢区分は、12月1日時点での満年齢となります。また、保険料も年齢区分保険料率となっており、ご契約後も5歳区分ごとに保険料が変わりますのでご注意ください。
※2 男性の場合は、「特定生活習慣病(※5)のみ補償特約」が付帯されています。
※3 女性の場合は、「特定生活習慣病(※5)のみ補償特約」と「女性特定疾病(※6)のみ補償特約」が付帯されます。
※4 女性の場合は、疾病入院保険金においてがん不担保(※5)となっております。ただし、がんの場合、上記「特定生活習慣病のみ補償特約」と「女性特定疾病(※6)のみ補償特約」の保険金がそれぞれお支払いされます。
※5 特定生活習慣病：がん(悪性新生物)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患をいいます。
※6 女性特定疾病：がん(悪性新生物)、良性新生物、血液および造血器の疾患、循環器系の疾患、消化器系の疾患、妊娠・分娩および産じょくの合併症などをいいます。

保険料表に記載のない年齢区分の保険料については、詳細版パンフレットをご確認ください。

親の介護補償、本人の介護補償は、新たにご加入いただくことはできません。既にご加入いただいている被保険者のみ継続いただけます。
また、A～Eコースのどれかにご加入いただかないと、親の介護補償、本人の介護補償は継続してご加入いただけません。

ご加入コース		本人の介護補償	
保険金額		300万円	
一時払保険料		年齢区分(12月1日時点※1)	
0～39歳	180円	65～69歳	15,290円
40～44歳	430円	70～74歳	32,480円
45～49歳	1,070円	75～79歳	68,130円
50～54歳	2,130円	80～84歳	137,110円
55～59歳	4,460円	85～89歳	255,960円
60～64歳	8,920円	翌年度以降の継続者用保険料	

ご加入コース		親の介護補償	
保険金額		300万円(限度額)	
一時払保険料		年齢区分(12月1日時点※1)	
60～64歳	8,980円	80～84歳	114,740円
65～69歳	16,220円	85～89歳	193,060円
70～74歳	31,360円	翌年度以降の継続者用保険料	
75～79歳	61,340円		

※1 年齢区分は、12月1日時点での満年齢※2となります。また、保険料も年齢区分保険料率となっており、ご契約後も5歳区分ごとに保険料が変わりますのでご注意ください。
※2 親の介護補償の場合は、親御さまの満年齢となります。

事故時の対応方法のご案内

万が一の事故の際は、第一成和事務所の事故専用ダイヤルまでご連絡ください。「団体傷害保険事故通知専用サイト」からも受け付けております。

第一成和事務所 事故専用ダイヤル
0120-772-831

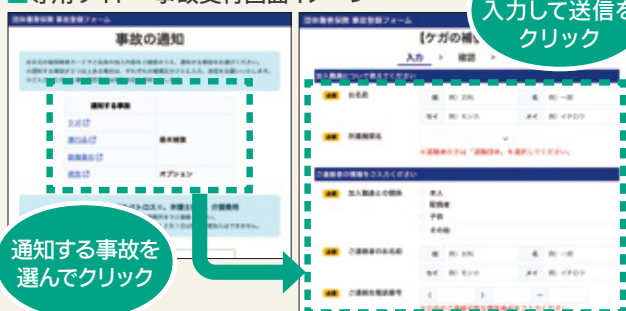
受付時間：平日 9:00～17:30
(土日、祝日、12月29日～1月4日を除く)

団体傷害保険事故通知専用サイト
<https://www.d-seiwa.co.jp/form/>

第一成和 団体傷害保険 事故報告 検索



専用サイト 事故受付画面イメージ



※ 事故受付のWEB画面は変更となる場合がございます。その場合は画面の指示に従い、お手続きを進めてください。

この【ダイジェスト版】パンフレットは、概要を説明したものです。



詳しい内容については、
団体傷害保険専用HPに掲載しております【詳細版】パンフレットをご確認いただくか、
取扱代理店までお問い合わせください。

団体傷害保険専用HP
<https://www.d-seiwa.co.jp/mext/data/index.php>

第一成和 団体傷害保険

検索



●後日お送りするご加入内容のお知らせは大切に保管してください。また、3か月を経過してもご加入内容のお知らせが届かない場合は、第一成和事務所までご照会ください。

補償内容・各種手続きに関してのご相談窓口

■取扱代理店

株式会社第一成和事務所（指定代理店）

〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階

お問合せダイヤル：**0120-100-492** 受付時間：平日 9:00～17:30

事故専用ダイヤル：**0120-772-831**

■取扱代理店

株式会社潮見サービス

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-38第5東ビル902

TEL：**03-5822-5651** 受付時間：平日 9:00～17:00

FAX：03-5822-5652

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（幹事） 公務文教営業部 文教室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL：050-3808-5536 受付時間：平日 9:00～17:00

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）